

事務連絡
令和2年4月8日

各都道府県地域生活定着促進事業担当課 御中

厚生労働省社会・援護局総務課

緊急事態宣言後の地域生活定着促進事業の業務等における対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

地域生活定着支援センターにおける新型コロナウイルス感染防止等に関する方針等については、これまで「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の地域生活定着促進事業の業務等における留意点について」（令和2年2月26日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が行われたことから、地域生活定着支援センターの対応について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。今後は、上記事務連絡に加え、本事務連絡を参考にご対応いただければ幸いです。

なお、本件につきましては、法務省矯正局、同保護局と協議済みです。

記

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第1項に基づき、都道府県知事が、住民に対して外出しないこと等を要請される場合、地域生活定着支援センターが行う対応としては、以下が考えられる。

（1）基本的留意事項

上記事務連絡による留意点に加え、いわゆる「三つの密」を避けるとともに、職員等の手洗い、咳エチケット等の徹底、事務所内の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる職員等の出勤免除や外出自粛勧奨等を行うこと。

【参考】「三つの密」（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日

（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。

(2) 対面接触の回避

支援に当たっては、個人情報保護及び情報セキュリティに留意の上、関係機関等における感染拡大防止対策も考慮して、可能な限り、テレビ会議システムの活用、電話等の通信による対面しない方法での支援などを検討すること。

訪問等による支援については、支援対象者の状況等に応じ、訪問の必要性が高いケースに限定すること。

(3) 支援ネットワーク構築等の業務

地域生活定着支援センターが主催する研修や協議会等は、原則として、自粛又は延期すること。

(4) 業務の一時停止

都道府県知事の要請の内容、地域生活定着支援センター職員に感染者が出た場合、受入れ先である福祉関係事業者の状況等の事情により、やむを得ず地域生活定着支援センターの業務を停止するときは、コーディネート業務については保護観察所の長からの依頼に基づく生活環境の調整への協力であることから、保護観察所と対応について協議をすること。また帰住希望地又は帰住予定地として他県のセンターからの支援業務協力依頼により支援を行っているケースについては、業務停止となったことを協力依頼元の所在地センターに報告し、所在地センターは矯正施設の所在地を所管する保護観察所と対応を協議すること。

支援中の対象者に対しても、矯正施設担当者や受入れ先施設職員等を通じるなどして、丁寧に事前説明を行うこと。

2 緊急事態措置区域及び期間以外の対応については、上記1を参考として、必要な対応を取るようお願いします。

3 以下の場合、適宜の方法で当課担当宛て一報願います。

(1) 地域生活定着支援センター職員が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあることが判明した場合。

(2) 地域生活定着支援センターがやむを得ずその業務を停止する場合。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局総務課

電話：03-5253-1111（内線2816）

(参考)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（抄）

第 45 条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。